

## 職員の定年等に関する条例

〔平成7年3月31日〕  
条例第12号

改正 平成14年3月1日条例第4号 平成18年10月30日条例第6号  
令和5年3月1日条例第4号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

**第2条** 前条に定める職員の定年等に関する事項については、豊岡市職員の定年等に関する条例（平成17年豊岡市条例第32号）の規定を準用する。この場合において、「豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第187号）」とあるのは「職員の給与に関する条例（平成18年北但行政事務組合条例第7号）において準用する豊岡市職員の給与に関する条例」に、「市」とあるのは「北但行政事務組合」に、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(北但行政事務組合職員の再任用に関する条例の廃止)
- 2 北但行政事務組合職員の再任用に関する条例（平成14年北但行政事務組合条例第4号）は廃止する。